

議案第47号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年7月5日提出

加西市長 西村 和 平

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 平成 23 年 7 月 19 日から平成 27 年 6 月 16 日までの間における教育長の給料月額、第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から、100 分の 15 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

財政健全化に資するため、教育長の給料月額を減額しようとするもの。

【改正内容】

平成27年6月16日までの間、教育長の給料月額を15%減額する。

・教育長	減額前給料月額	674,000円
	減額後	〃 572,900円
	年間影響見込額	△1,672千円 (△15%)